令和4年10月26日

青森県教育委員会第323回臨時会

 期
 日
 令和4年10月26日(水)

 場
 所
 教育庁教育委員会室

4 閉 会

会 議 次 第

1 開 会		
2 報 告 ○報告第1号	行政文書不開示決定処分に対する審査請求に係る 青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問に ついて (非公開の会議	惫)
3 議 案		
○議案第1号	令和5年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 (学校を除く。)の職員人事異動方針案について …	1
○議案第2号	令和5年度県費負担教職員人事異動方針案につい て	3
○議案第3号 ○議案第4号		5
○議案第5号	入学者募集人員について 令和5年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻	8
C PICAICAGE	科入学者募集人員について ······ 1	2

議案第1号

令和5年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 (学校を除く。)の職員人事異動方針案について

令和5年度青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員人 事異動方針を次のとおり定める。

令和5年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 (学校を除く。) の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の職員の 人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志 気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう 次の方針により行うものとする。

1 基本方針

- (1) 特性、能力等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (2) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (3) 学校及び知事部局等他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (4)能力、成果重視の昇任を行う。

2 実施方針

- (1) 次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。
 - ア 役付職員(総括主幹級以上の職員、サブマネージャーである主幹級の職員並びに出先機関及び教育機関の副課長以上の主幹級の職員をいう。以下同じ。)にあっては、同一の職に3年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として5年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に7年以上勤務している者
 - イ 役付職員以外の職員(技能労務職員を除く。)にあっては、同一の所 属所に5年以上勤務している者
 - ウ 技能労務職員にあっては、同一の所属所に長期間(おおむね10年) 勤務している者
 - エ 指導主事及び社会教育主事にあっては、同一の所属所に5年以上勤 務している者
- (2) 職員配置に当たっては、ジョブローテーションにより、計画的に多分野の業務を経験させ能力の育成、開発を図る。
- (3) 女性職員については、その個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用及び従事業務の拡大に配慮する。
- (4) 近親者(四親等以内)の同一所属所への配置は行わないものとする。
- (5) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の 成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第2号

令和5年度県費負担教職員人事異動方針案について

令和5年度県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和5年度県費負担教職員人事異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を 期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立 学校の県費負担教職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (4) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (5) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科(又は得意教科)を十分考慮する。
- (2) 同一校勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- (3) 同一校勤務10年以上の者は、努めて転任させる。
- (4) 同一町村に引き続き10年以上勤務した者及び同一市に引き続き15年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (5) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (6) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (7) 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- (8) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として3年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (9) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者 名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (10) 特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。
- (11) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

議案第3号

令和5年度県立学校職員人事異動方針案について

令和5年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和5年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校、高等学校の各課程間の相互の交流を図る。
- (4) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (5) 勤務校の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (2) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
- (3) 同一校(全日制・定時制・通信制の各課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。) 勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- (4) 同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。
- (5) 定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (6) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (7) 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- (8) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (9) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

県立学校職員人事異動方針 新旧対照表

下線部は改正部分

令和5年度県立学校職員人事異動方針

高等学校の各課程間の相互の交流を図る。

7年6年及州型1区城央八年兴场/7年

- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校<u>、</u>
- 2 実施方針

1 基本方針

- (3) 同一校(全日制・定時制・通信制の各 課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。) 勤務3年未満の者は、原則として転任させ ない。
- (5) 定時制課程又は通信制課程に相当期間 勤務した者は、特に意を用いて異動させる。

令和4年度県立学校職員人事異動方針

- 1 基本方針
- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校 並びに高等学校の各課程間、本校と校舎 (校舎制導入校をいう。以下同じ。)との 相互の交流を図る。
- 2 実施方針
- (3) 同一校(全日制・定時制・通信制の各 課程<u>及び校舎</u>はそれぞれ1校と見なす。 以下同じ。)勤務3年未満の者は、原則と して転任させない。
- (5) <u>校舎、</u>定時制課程又は通信制課程に相 当期間勤務した者は、特に意を用いて異 動させる。

議案第4号

令和5年度青森県立高等学校及び青森県立中学校 入学者募集人員について

令和5年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員を、次のとおり定める。

1 令和5年度青森県立高等学校(全日制の課程)入学者募集人員

学		校		名	学		科	募集人員
青森県立	青		森	高等学校	普	通	科	240
青森県立	青	森	西	高等学校	普	通	科	240
青森県立	青	森	東	高等学校	普	通	科	240
					普	通	科	160
青森県立	青	森	北	高等学校	ス	ポーツ科学	2 科	40
						計		200
					普	通	科	160
青森県立	青	森	南	高等学校	外	国 語	科	40
						計		200
青森県立	青	森中	央	高等学校	総	合 学	科	200
青森県立	浪		岡	高等学校	普	通	科	70
					普	通	科	160 200
青森県立	五	所 川	原	高等学校	理	数	科	$40\int_{0}^{200}$
						計		200
青森県立	木		造	高等学校	総	合 学	科	160
青森県立	鰺	ケ	沢	高等学校	普	通	科	40
青森県立	弘		前	高等学校	普	通	科	240
青森県立	弘	前中	央	高等学校	普	通	科	240
青森県立	弘	前	南	高等学校	普	通	科	200
					普	通	科	120
青森県立	黒		石	高等学校	情	報デザイン	1 1	40
月林尔丛	744		^H	问分子仪	看	護	科	40
						計		200
青森県立	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	本	木	高等学校	普	通	科	240
青森県立			沢	高等学校	普	通	科	240
青森県立	野	辺	地	高等学校	普	通	科	80
青森県立	七		戸	高等学校	総	合 学	科	120
					普	通	科	80
青森県立	百		石	高等学校	食	物調理	科	40
						計		120
青森県立	六	ケ	所	高等学校	普	通	科	40
青森県立	田	名	部	高等学校	普	通	科	200
青森県立	大		湊	高等学校	総	合 学	科	160
青森県立	大		間	高等学校	普	通	科	70

兴		b	兴	4 1	募集人員
学 表 用 立	校 	<u>有</u>	学 普 通	<u>科</u> 科	
青森県立	八 戸	高等学校	普 通 普 通	 科	240 200
青森県立	八戸東	高等学校	表現	<u>件</u> 科	30
月 林 岕 丛	八	同守子仪	<u>衣</u>	什	230
青森県立		高等学校	普通	科	240
月林尔丛	<u> </u>	同守子仪	普通	 科	200
青森県立	八戸西	高等学校	スポーツ科学		40
月州尔立		间分子仪	計	- /17	240
青森県立	三 戸	高等学校	普通	科	40
月州尔立		问サナ汉	生物生産	科	35
			森林科学	 科	35
青森県立	五所川原農林	高等学校	環境土木	科	35
	立 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	11 11 1	食品科学	科	35
			計	111	140
			生物生産	科	35
			環境工学	科	35
青森県立	柏木農業	高等学校	食品科学	科	35
			生活科学	科	35
			計		140
			普通	科	70
			植物科学	科	35
	二十十曲米丰村	古林丛林	動物科学	科	35
青森県立	三本木農業恵拓	高等学校	環境工学	科	35
			食 品 科 学	科	35
			計		210
			生 物 生 産	科	35
青森県立	名久井農業	高等学校	環境システム	、科	35
			計		70
			海洋生産	科	35
青森県立	八戸水産	高等学校	水 産 食 品	科	35
月州尔立		间分子仪	水 産 工 学	科	35
			計		105
			機械	科	35
			電 電 子	科	35
			電子	科	35
青森県立	青 森 工 業	高等学校	情報技術	科	35
			建築	科	35
			都 市 環 境	科	35
			計	イバ	210
			普通	科	70
	工式川屋工 型	士 炊 火 上	機械	科	35
育 綵 県 立	五所川原工科	局等字校	電子機械	科	35
			電 気計	科	35
			計		175

学		名	学	科	募集人員
·	<i>r</i> ·	• •	機械	科	35
			電気	科	35
			電子	科	35
青森県立	弘 前 工 業	高等学校	情 報 技 術	科	35
			土 木	科	35
			建築	科	35
			計		210
			機械・エネルギー	-科	35
			電気	科	35
青森県立	十和田工業	高等学校	電子	科	35
			建 築 計	科	35
			計		140
			機械	科	35
青森県立	むっ工業	高等学校	電気	科	35
月林尔立	びノエ来	向守于仪	設備・エネルギー	-科	35
			計		105
			機械	科	35
			電気	科	35
			電 子	科	35
青森県立	八戸工業	高等学校	土 木	科	35
			建築	科	35
			材料技術	科	35
			計		210
I. I	to to the		商業	科	160 > 200
青森県立	青森商業	高等学校	情報処理	科	40]
			計		200
			商業	科	80
			情報処理	科	40
青森県立	弘 前 実 業	高等学校	家庭科学	科	40
14 /2/10 / 10	V2. 13.3 2 310	144 4 4 124	服飾デザイン		40
			スポーツ科学	: 科	40
			計	<i>~</i> 1	240
+ + = :	→ \n + \n		商業	<u>科</u>	$\frac{80}{10}$ $\frac{120}{10}$
青森県立	三沢商業	高等学校	情報 処理	科	40]
			計	1 11	120
	II 그 소 개시		商業	科	80
青森県立	八戸商業	高等学校	情報処理	科	40
		Λ	計		120
		合 計			7, 325

- (注1) 青森東高等学校、青森中央高等学校、木造高等学校、弘前南高等学校、 七戸高等学校、田名部高等学校、大湊高等学校及び八戸北高等学校は、単 位制による課程である。
- (注2) 五所川原高等学校において、普通科と理数科とのくくり募集を行う。
- (注3) 三本木高等学校は併設型中高一貫教育を行っているため、募集人員には 三本木高等学校附属中学校から入学する生徒数が含まれる。
- (注4) 青森商業高等学校及び三沢商業高等学校において、商業科と情報処理科 とのくくり募集を行う。

2 令和5年度青森県立高等学校(定時制の課程)入学者募集人員

学	校	名	学					科	募集人員		
						午	前	部	40		
 青森県立	北 斗	高等学校	普	通	科	午	後	部	40		
月林片丛	16 7	同守子仪	Ħ	.世	17	夜	間	部	40		
						計		120			
青森県立	五所川原	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
						I		部	40 \ 80		
 青森県立	尼L蚣A	高等学校	総	合 学	£ 3L	П		部	$40\int_{0}^{\infty}$		
月林片丛	尼 上 N 口	同守子仪	形心	形心	口十	17	Ш		部	40	
							計		120		
青森県立	三 沢	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
青森県立	田名部	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
						午	前	部	40		
 青森県立	八戸中央	高等学校	普	通	科	午	後	部	40		
月林片丛	八八十六	向守子仪		.世	17	夜	間	部	40		
									計		120
		合 計							480		

- (注1) 定時制の課程は、単位制による課程である。
- (注2) 尾上総合高等学校においては、Ⅰ部とⅡ部を合わせて募集する。

3 令和5年度青森県立高等学校(通信制の課程)入学者募集人員

学	校	名	学		科	募集人員
青森県立	北 斗	高等学校	普	通	科	200
青森県立	尾上総合	高等学校	普	通	科	150
青森県立	八戸中央	高等学校	普	通	科	150
	合	計				500

- (注1) 通信制の課程は、単位制による課程である。
- (注2) 募集人員には、後期入学に係る募集人員を含む。

4 令和5年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員

学 校 名				学		科	募集人員
青森県立八	戸水	産 高等学	计学	漁	業	科	10
月林尔立 八	广水	座 同守	户仅	機	関	科	10
	合	計					20

5 令和5年度青森県立中学校入学者募集人員

学	校	名	募集人員
青森県	立三本木高等学校附属中	学校	80

議案第5号

令和5年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科 入学者募集人員について

令和5年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員を、 次のとおり定める。

1 令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員

学	校	名	学				科	募集人員
			普	}	通		科	11
青森県立	盲 学	校	保	健	理	療	科	8
				Î	計			19
青森県立	青 森 聾 学	校	普	-	通		科	11
青森県立	青森第二養護学	校	普	-	通		科	22
青森県立	青森若葉養護学	校	普	į	通		科	11
青森県立	青森第一高等養護学	校	普	-	通		科	28
青森県立	青森第二高等養護学	校	産	į	業		科	32
青森県立	浪 岡 養 護 学	校	普	-	通		科	17
青森県立	弘前第一養護学	校	普	-	通		科	11
青森県立	弘前第二養護学	校	普	-	通		科	6
青森県立	八戸第一養護学	校	普	-	通		科	17
			普	-	通		科	30
青森県立	八戸高等支援学	校	産	į	業		科	16
				i	計			46
青森県立	森田養護学	校	普	-	通		科	14
青森県立	黒 石 養 護 学	校	普	-	通		科	11
青森県立	七戸養護学	校	普	-	通		科	22
青森県立	むっ養護学	校	普	-	通		科	14
	合	計						281

2 令和5年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員

学	ħ	交	名	学		科	募	集	人	員
青森県立	盲	学	校	理	療	科			8	

参 考 資 料

第323回臨時会(令和4年10月)

- ●議案第4号 令和5年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員について P1~P4
- ●議案第5号 令和5年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員について P5

令和5年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員について

1 中学校卒業者数及び高等学校進学者数等の見込み

区 分	令和4年度 上段:実績 下段:(見込み)	令和5年度 見 込 み	増 減 (実績との差)	
中学校卒業者数	10, 184人	9, 909人	△ 275人	
(前年度末)	(10, 190人)	9, 909/	△ 213/€	
高等学校進学率	97.2%	07 69/	0. 4ポイント	
同等子仪進子率	97.6		U. 4n 1/r	
国内立然兴大准兴 ***	9,887人	0.001	△ 226人	
県内高等学校進学者数 	(9,924人)	9,661人		
県内全日制高等学校	9,490人	0.000 1	1 000 A	
入 学 者 数	(9,560人)	9, 288人	△ 202人	
県立全日制高等学校	6,688人	C 015 l	007.1	
入 学 者 数	(7,120人)	6, 915人	227人	
県立全日制募集人員	7,365人	7, 325人	△ 40人	
県立全日制募集学級数	191学級	190学級	△ 1学級	

2 県立高等学校入学者募集人員

(1)全日制の課程

募集人員 7,325人(40人減)

【地区別募集人員】

- ①東青地区(増減なし)
- ②西北地区(増減なし)
- ③中南地区(40人減)
 - · 弘前南高等学校

普通科

1 学級減(40人減)

- ④上北地区(増減なし)
- ⑤下北地区(増減なし)
- ⑥三八地区(増減なし)

(2) 定時制の課程

単位制による定時制の課程 募集人員 480人(増減なし)

(3) 通信制の課程

単位制による通信制の課程 募集人員 500人(増減なし)

(4) 八戸水産高等学校専攻科

募集人員 20人(増減なし)— 機関科 10人

3 県立中学校入学者募集人員(県立三本木高等学校附属中学校)

募集人員 80人(増減なし)

地域校への対応について

青森県立高等学校教育改革推進計画においては、学校規模の標準(1学年当たり4学級以上)を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じる高等学校を地域校として配置し、地域校の規模・配置については、基本方針に定める基準等により対応することとしている。

第2期実施計画においては、引き続き六ヶ所高等学校と大間高等学校を地域校として配置する とともに、新たに鰺ヶ沢高等学校と三戸高等学校を1学級規模の地域校として配置する。

【参考:第1期実施計画における地域校の入学状況】

<2学級規模の地域校>

基本方針に定める基準等

入学者数が1学級規模の募集人員である 40 人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とする。

学 校 名	入学状況							
子仪石	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
六ヶ所高等学校	66 人	48 人	40 人	38 人	学級減			
大間高等学校	48 人	41 人	37 人	41 人	38 人			

[※] 大間高等学校については、令和5年度の入学者数が40人以下となった場合、原則として 令和6年度に1学級規模とする。

<1学級規模の地域校>

基本方針に定める基準等

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満(=20人未満)となった場合、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議する。

学 校 名	入学状況				
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
六ヶ所高等学校					40 人

令和6年度青森県立高等学校入学者募集人員(見込み)について

令和6年3月の中学校卒業者数は、9,790人と見込まれます。このことを踏まえ、現段階においては、令和6年度の入学者募集人員について、以下のとおり見込んでおります。

なお、<u>令和6年度における募集人員については、来年度の学校基本調査のデータ等を踏まえ決定</u>する予定であり、中学校卒業予定者数の変動等により変更が生じる可能性があります。

<全日制課程>

東青地区(40人減)

・青森南高等学校 外国語科 募集停止(40人減)

グローバル探究科 新 設(40人増)

・青森中央高等学校 総合学科 1学級減(40人減)

中南地区(35人減)

• 柏木農業高等学校 生活科学科 募集停止 (35人減)

三八地区(40人減)

・八戸北高等学校 普通科 1学級減(40人減)

※ 本資料には、募集人員の増減を見込んでいる学校(学科)のみ記載している。

令和5年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科 入学者募集人員について

1. 青森県立特別支援学校高等部(15校)

募集人員 52学級 281人(4学級減 17人の減)

(1) 視覚障害を対象とする特別支援学校高等部(1校)

募集人員 3学級 19人 (学級増減なし)

(2) 聴覚障害を対象とする特別支援学校高等部(1校)

募集人員 2学級 11人 (学級増減なし)

(3) 知的障害を対象とする特別支援学校高等部(8校)

募集人員 31学級 183人 (1学級減 8人の減)

[前年度比増学校]

青森第二養護学校普通科普通学級 1学級 8人

[前年度比減学校]

八 戸 高 等 支 援 学 校 普通科 普通学級 2学級 16人

(4) 肢体不自由を対象とする特別支援学校高等部 (3校)

募集人員 10学級 40人 (3学級減 9人の減)

[前年度比減学校]

青森第一高等養護学校(肢) 普通科 重複学級 2学級 6人 八 戸 第 一 養 護 学 校 普通科 重複学級 1学級 3人

(5) 病弱を対象とする特別支援学校高等部(2校)

募集人員 6学級 28人 (学級増減なし)

2. 青森県立特別支援学校専攻科 (1校:県立盲学校専攻科)

募集人員 1学級 8人 (学級増減なし)